

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 Q&A

※ 本Q&Aは、以下の地域・期間における飲食店向けです（自主協力期間を含む）。

- | | | |
|-----------------|------------|-------------------------------------|
| ●郡山市全域 | 県独自対策 | 令和3年7月26日～8月22日
（7月24日・7月25日を含む） |
| | まん延防止等重点措置 | 令和3年8月23日～9月30日 |
| ●いわき全域 | 県独自対策 | 令和3年7月31日～8月7日
（7月28日～7月30日を含む） |
| | まん延防止等重点措置 | 令和3年8月8日～9月30日 |
| ●福島市全域 | 県独自対策 | 令和3年7月31日～8月25日
（7月28日～7月30日を含む） |
| | まん延防止等重点措置 | 令和3年8月26日～9月30日 |
| ●上記3市を
除く県全域 | 県独自対策 | 令和3年8月8日～9月30日
（8月5日～8月7日を含む） |

《 1 時間短縮営業要請について 》

1. 今回の要請に係る法的根拠を教えてください。

- 県独自対策：営業時間短縮の協力要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請です。
- まん延防止：営業時間短縮の協力要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく協力要請です。

2. 要請期間を教えてください。

- 上記のとおりです。地域、要請措置により、期間が異なります。

3. 要請の時間帯を教えてください。

- 午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛になります。

4. 要請の対象施設を教えてください。

- 県独自対策については、通常午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行い、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた、接待を伴う飲食店または酒類の提供を行う飲食店です。
- まん延防止等重点措置については、接待の有無や、酒類提供の有無に関わらず食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗が対象となります。
- まん延防止等重点措置におけるカラオケ設備の利用自粛（終日）の要請は、カラオケ設備を有するスナックやカラオケ喫茶などの飲食を主な業としている店舗が対象です。

5. 飲食店営業許可を持っていれば協力要請の対象施設となるのか。

- 県独自対策措置地域（いわき市：8/7 以前、郡山市：8/22 以前、福島市：8/25 以前、3市を除く全県）に所在し、通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けた以下の飲食店
 - ・ 接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）
 - ・ 酒類を提供する飲食店
- まん延防止等重点措置地域（いわき市：8/8 以降、郡山市8/23 以降、福島市8/26 以降）に所在し、通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けた店舗
- **飲食店営業許可を持っていても、協力要請の対象外となる場合があります。具体的には以下の施設は協力要請の対象外施設です。**
 - (1) 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
 - (2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
 - (3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
 - (4) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
 - (5) ネットカフェ・漫画喫茶
 - (6) 飲食スペースを有さないキッチンカー
 - (7) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合

- (8) 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- (9) 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- (10) 行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

6. ライブハウス、ダーツバー、麻雀店、カラオケ店、ボウリング場、日帰り入浴施設など営業の一部として飲食を客に提供している場合、協力要請の対象となるか。

- 以下の要件に該当すれば協力要請の対象となります。
 - (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している。
 - (2) 通常、午後8時から午前5時の間に営業している。
 - (3) 問1－5の協力要請の対象外施設に該当しない。
- 協力金の算定は飲食部門の売上高を用いるので区分して計上してください。

7. 午後8時以降はテイクアウト又はデリバリーのみであれば営業を行ってもよいか。

- 営業を行っても構いません。施設内で飲食をしないテイクアウト又はデリバリーのみであれば、午後8時から午前5時の時間帯の営業自粛は要請しておりません。

《 2 協力金について 》

1. 申請受付期間や申請方法、支払時期を教えてください。

- 要請対象期間の8月31日（火）までの分を9月1日（水）から10月29日（金）（郵送の場合は最終日消印有効）の期間に、9月1日（水）から9月30日（木）までの分を10月1日（金）から申請受付予定です。
- 申請は紙またはWebにより受付します。
Webによる申請は、申請手続きが完了すると完了メールが送られます。

- 完了メールが届くまでは、申請手続きが完了しておりませんので、ご注意ください。
- 申請受付期間を過ぎると受付できませんので、期限に余裕をもって申請してください。

2. 申請にはどのような書類が必要になるのか。

- 主に以下の書類を提出いただく予定です。
 - ・ 交付申請書
 - ・ 飲食店営業許可証の写し
 - ・ 店内の内観・外観写真
 - ・ 時間短縮営業の案内を掲示したことが分かる書類
 - ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していることが分かる写真（県が発行する新型コロナウイルス感染防止対策取組ステッカーを店舗に掲示している写真やアクリル板等を設置している写真など） などです。提出書類チェックリストで確認してください。（条件によっては、省略できない場合もあります。）

3. 協力金はいくらもらえるのか。

- 中小企業の場合は、店舗ごとの1日あたりの売上金額に応じて、2.5（3）万円～7.5（10）万円/日（売上高方式）、大企業または希望する中小企業の場合は、売上減少額に応じて1日あたり最大20万円/日（売上高減少方式）の範囲内で交付します。（カッコ内の数字は、まん延防止等重点措置期間の金額）になります。
- 1日当たりの交付単価は1,000円単位です。1日当たりの交付単価に要請対象期間を乗じて交付額を決定します。具体的には、次頁の式により算定します。

なお、正確な交付単価については、提出いただいた交付申請書や添付書類等を踏まえて決定しますので、目安としてお使いください。

【県独自対策地域の店舗】対象月：8月（郡山市は7・8月の62日で計算）

○ 売上高方式

1日当たりの交付単価

$$\begin{aligned} &= \text{令和元年または令和2年8月の飲食部門の売上金額} \\ &\quad \div 31 \text{日} \times 0.3 \\ &\quad (2.5 \sim 7.5 \text{万円の範囲内}) \end{aligned}$$

○ 売上高減少方式

1日当たりの交付単価

$$\begin{aligned} &= (\text{令和元年または令和2年8月の飲食部門の売上金額} \\ &\quad - \text{令和3年8月の飲食部門の売上金額}) \\ &\quad \div 31 \text{日} \times 0.4 \end{aligned}$$

※「上限20万円」か、「令和2年度または令和元年度の1日あたりの売上高の3割」のいずれか低い額。
(上限20万円)

【まん延防止等重点措置地域の店舗】対象月：8月（郡山市は7・8月の62日で計算）

○ 売上高方式

1日当たりの交付単価

$$\begin{aligned} &= \text{令和元年または令和2年8月の飲食部門の売上金額} \\ &\quad \div 31 \text{日} \times 0.4 \\ &\quad (3 \sim 10 \text{万円の範囲内}) \end{aligned}$$

○ 売上高減少方式

1日当たりの交付単価

$$\begin{aligned} &= (\text{令和元年または令和2年8月の飲食部門の売上金額} \\ &\quad - \text{令和3年8月の飲食部門の売上金額}) \\ &\quad \div 31 \text{日} \times 0.4 \end{aligned}$$

(上限20万円)

○ 売上高は消費税及び地方消費税を除いて計算します。

4. 郡山市の店舗で準備に時間を要したため、8月23日に間に合わず、24日から時間短縮営業を行った場合、協力金は交付されるか。

- 令和3年8月23日（月）午後8時から令和3年10月1日（金）午前5時までの期間において、全面的に時短要請にご協力いただけない場合は原則として交付対象外となります。（遅くとも8月27日（金）までに時短要請に協力いただき、以降、要請期間最終日まで連続して協力いただいた場合に、協力金の対象となります。）

期間途中からの時短要請を開始した場合には、その理由等を確認させていただく場合があります。

5. いわき市の店舗で時間短縮営業要請日から9月16日まで時短営業をした。9月17日と18日は通常営業をし、9月19日から時短要請最終日の9月30日まで再び時短営業を行った。協力金は交付されるか。

- 時短営業の協力金は交付されません。協力金は、要請期間最終日まで連続して協力いただいた場合に対象となります。

6. 通常の営業時間が午後8時までで、要請の期間中休業しましたが、協力金の交付対象となるか。

- なりません。通常、午後8時～午前5時の間に営業しており、今回の要請に応じた場合に対象となります。

【協力金の対象の可否（例）】

通常の営業時間	店舗の対応	協力金交付の可否
午後6時～午後11時	午後6時～午後8時に短縮	○
午後6時～午前0時	午後6時～午後8時に短縮	○
午後6時～午後11時	休業	○
24時間営業	午前5時～午後8時に短縮	○
午前10時～午後5時	休業	×
午後1時～午後8時	午後6時～午後7時に短縮	×
午後1時～午後8時	休業	×

7. 複数の店舗について要請に応じたが、店舗数に応じて協力金が交付されるか。

- 要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。

8. 複数の店舗を運営する事業者は、全ての店舗を時短営業としなければ協力金は交付されないのか。

- 要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。
- 県内の一部の店舗のみを時短営業した場合でも、営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を交付します。
その場合、時短営業を行った店舗ごとに交付額を決定します。

9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、時短要請日より前に時短営業又は休業をしている場合には協力金の対象になるか。

- 通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、時短要請日より前に時短営業又は休業をしている場合には対象となります。ただし、その期間については、1ページに示す範囲となります。

10. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）は協力金の交付対象となるか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合であれば対象となります。

1 1. 大企業も協力金の交付対象となるか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合は対象となります。

1 2. 対象店舗を賃借しているが、協力金の交付対象になるか。

- 自己所有施設、賃借施設に関わらず、対象店舗であれば協力金の交付対象となります。

1 3. 営業時間を午後 8 時まで短縮し、酒類の提供時間を午後 7 時までにするれば、協力金は交付されるか。

- 県独自対策の期間・地域であれば協力金は交付されますが、まん延防止等重点措置期間・地域では終日酒類の提供自粛を要請しており、要請に応じていない場合、協力金は交付されません。

1 4. まん延防止等重点措置地域のカラオケ設備のある飲食店は、その全ての店舗がカラオケ設備の利用の自粛（終日）をしなければならないのか。

- カラオケ設備の利用の自粛（終日）要請は、飲食を主な業とする店舗（スナックやカラオケ喫茶、売り上げの多くが飲食料であるカラオケ店）です。

1 5. 福島市の飲食店であるが、令和 3 年 8 月 2 8 日から 9 月 3 0 日まで時間短縮営業をした。申請は、9 月に 8 月分と 9 月分を合わせて申請することは可能か。

- 申請は、令和 3 年 8 月 2 8 日から 8 月 3 1 日までの分と、令和 3 年 9 月 1 日から 9 月 3 0 日までの分を分けて、それぞれの申請期間内に申請する必要があります。8 月分と 9 月分の申請書は、一部内容が異なります。
- 8 月 2 8 日から 8 月 3 1 日までの分を申請した場合、9 月 1 日から 9 月 3 0 日までの分の 2 度目の申請は、一部添付書類の省略が可能となります。

16. 令和2年の6月にいわき市に飲食店をオープンし、今年5月の時短要請協力金を受給した。5月の時短協力金の申請は、新規開店特例による売上高方式により申請を行った。今回の8月の時短要請協力金での申請では、売上金に関してどの書類を提出すればよいのか。

- 令和2年の確定申告書の写しと令和2年の比較対象月である8月（福島市は8月、郡山市は7・8月）の売上申告書（その1）を提出していただくとともに時短要請日前までの売上が分かる資料を提出することになります。
- 確定申告を行っていない場合には、市町村民税申告書の写しを提出してください。

17. 新規開店特例による申請を行う時の売上額の算出方法（期間）を教えてください。

【例】郡山市の店舗を例として以下に示します。

（県独自対策 令和3年7月24日～8月22日）

（まん延防止等重点措置 令和3年8月23日～9月12日）

※ 他の地域の店舗については、「（申請書別紙）売上の状況について」をご覧ください。

【売上高方式】

- 開店日が令和2年7月2日から令和3年7月23日までの場合
開店日から令和3年7月23日までの売上額総額をその期間の全日数（定休日も含む）で割り、1日当たりの売上額を算出します。
- 開店日が令和3年7月24日から令和3年8月4日までの場合
開店日から令和3年8月4日までの売上額総額をその期間の全日数（定休日も含む）で割り、1日当たりの売上額を算出します。
- 開店日が令和3年8月5日から令和3年8月19日までの場合
開店日から令和3年8月19日までの売上額総額をその期間の全日数（定休日も含む）で割り、1日当たりの売上額を算出します。

【売上高減少方式】

- 開店日が令和2年7月2日から令和3年7月23日までの場合
開店日から令和3年7月23日までの売上額総額をその期間の全日数（定休日も含む）で割り、1日当たりの売上額①を算出します。
また、令和3年7月及び8月の売上額を62（日）で割り、1日当たりの売上額②を算出します。
①－②により、1日当たりの売上減少額を求めます。

- 開店日が令和3年7月24日から令和3年8月4日までの場合
開店日から令和3年8月4日までの売上額総額をその期間の全日数（定休日も含む）で割り、1日当たりの売上額①を算出します。
また、令和3年7月及び8月の売上額を62（日）で割り、1日当たりの売上額②を算出します。
①－②により、1日当たりの売上減少額を求めます。

- 開店日が令和3年8月5日から令和3年8月19日までの場合
開店日から令和3年8月19日までの売上額総額をその期間の全日数（定休日も含む）で割り、1日当たりの売上額①を算出します。
また、令和3年8月の売上額を31（日）で割り、1日当たりの売上額②を算出します。
①－②により、1日当たりの売上減少額を求めます。